

第 16 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 3 年 10 月 28 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 3年10月28日(木) 15時31分～16時10分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農業委員会事務局職員人事発令の件
日程第3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件
日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第8 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画決定の件
日程第10 議案第6号 現況証明願の件

●出席委員

1番 島部 亨 2番 敬松 穰治 4番 道下 勇治 5番 坂下 義晴
6番 早苗 裕典 7番 森田 文秀 8番 横溝 勲 9番 平林 浩哉
10番 谷口 栄治 11番 廣江 英幸 12番 後藤 和則 13番 西川 幹生
14番 相澤 研二 16番 森本 敏彦 17番 浅野 博文
3番 小寺 典子(遅参 15時40分出席)

●欠席委員

15番 浅井 隆久

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 竹川 恭史

●議事録署名委員

16番 森本 敏彦 17番 浅野 博文

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に16番 森本委員、17番 浅野委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 農業委員会事務局職員人事発令の件

○議長（島部会長） 日程第2 報告第1号 農業委員会事務局職員人事発令の件を議題とします。事務局より報告願います。

○事務局（土田） 報告第1号 農業委員会事務局職員人事発令の件。令和3年10月1日付けで、次のとおり発令したので報告する。

【報告第1号朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告についてですが、異動のあった職員に対して、私の方から辞令書を交付していますので併せて報告します。

以上で 報告第1号 を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番から5番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。森田あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○7番（森田委員） 報告第3号。農地等異動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

あっせん委員会を10月20日午後2時より役場2階第7会議室で開催いたしました。あっせん委員に、敬松代理、横溝委員、相澤委員、浅井委員、そして私。事務局から藤野局長、竹川

係長が出席しています事前調整状況の説明を受けたあと現地調査を行い、帰庁後最終確認を行い、午後4時からあっせん委員会を開催いたしました。今回のあっせんは賃貸借2件、売買1件で、全て成立しています。あっせんの内容については、総会議案10ページをご参照ください。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番 2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求めます。

【番号1番 2番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番 2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて案件ごとに採決に移ります。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないもとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないもとの認め、番号2番については原案のとおり決定します。

以上で議案第1号を終わります。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員より現地調査の結果及び補足説明をします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。ただ今事務局から説明のありました件について、先日本人

にお会いし現地調査を行いました。場所は中島地区にあり、これまでも賃貸で長年作付けしている農地であります。他への影響もなく問題のない案件と思われまます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 谷口委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番（谷口委員） 10番谷口。先日、電話で譲受人に状況を確認してきました。場所は、10線11号の自宅周辺に約14.5ヘクタール、9線13号に約5.2ヘクタール、8線12号に約2.5ヘクタールの合計22,792平方メートルであります。譲受人は後継者もなく今後のことも考え贈与を受けることとしました。今回は親から子への贈与であり、周辺に与える影響もない案件と思われまます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（横溝委員） 8番横溝。現地調査を行いました。申請地は祥栄の市街から西に4キロ、北に3キロほどの清水塚にあります。将来の農地売却に備えた権利分散とのこと。夫婦間の贈与であり問題のない案件と思われまます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。先日現地調査を行いました。今回の農地は、貸人の自宅のすぐ東側の農地で、これまで砂利採取を行ってきた農地の続きです。起伏はそれほどないのですが、砂利が多く、今回事業を実施し優良農地とするものです。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第3号を終わります。

●日程第8 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 敬松代理から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番（敬松委員） 先日現地調査を行うとともに電話で聞き取り調査を行いました。申請地は、西帯広駅から南に3キロほど、白樺学園高校から北西方向に約1キロのところであり、申請者

は有機栽培や、無農薬栽培を行っています。今後についても有機栽培、無農薬栽培を継続するとともに家庭菜園の技術指導なども計画しております。今後従業員や来場者の駐車スペースの確保などのため今回の転用となったものです。

申請者は、農産物収集調整集荷業者の関連会社で、農地を更別村や富良野市に約90ヘクタールほど所有し、豆や小麦などの有機栽培をおこなっています。このうち申請地では有機栽培や無農薬栽培を行っており、周辺の農地への影響が懸念されますが、北側は防風林、西側は帯広川沿いの崖、東側は幹線道路を挟んで農地、南側は酪農家の牧草地で、既に周囲の方の理解も得られており、問題のない案件と思われま

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 西川委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（谷口委員） 13番西川。10月11日に現地調査を行いました。場所は上伏古改善センターより東に2キロほど6線18号付近です。申請者は本年より父親から経営移譲を受けていますが、以前から作付けの拡大や機械の大型化などにより手狭になってきており来年に格納庫の新築を計画しました。

予定地は、6線道路沿いで現在は自家野菜などを作付けしているところで、ほかへの影響もなく問題のない案件と思われま

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 西川委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（西川委員） 13番西川。10月11日に現地調査を行いました。申請地は、上伏古改善センターより西500メートルほど、11線18号を南にいったところ。申請者は5年ほどまえに経営移譲を受けていますが、作付け品目の増加、資材の増加、機械の大型化のほか、小麦の自己乾燥を予定しており、格納庫が必要となりました。予定地は、自作地内にあり外に影

響はなく問題のない案件と思われます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番については、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第4号を終わります。

●日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号20番、21番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号20番から21番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号20番、21番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて番号順に採決を行います。まず整理番号20番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号20番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号21番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号21番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第5号を終わります。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

16時7分 （休 憩）

●日程第10 議案第6号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 休憩を解き会議を再開します。次に、日程第10 議案第6号 現況証明願の件を議題といたします。それでは、関連がありますので番号1番から3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番から3番朗読】

○議長（島部会長） 次に、早苗現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○6番（早苗委員） 6番 早苗です。10月19日に現地調査委員会が開催されました。

調査委員は 浅野委員、西川委員、平林委員、と私 早苗で、事務局より 藤野局長 土田次長が出席しています。午後9時に開会され、調査箇所について事務局及び担当委員の説明を受けた後、今事務局より説明のあった件について現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1 番号2番について「農地・採草放牧地以外」、番号3番については「農地」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） 続いて質疑を行います。番号1番から3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） 次に、早苗現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○6番（早苗委員） 6番 早苗です。今事務局より説明のあった件について現地調査を行いました。現地調査の結果、番号4番について「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） 続いて質疑を行います。4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号4番について、原

案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。
以上で、議案第6号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第16回総会を閉会いたします。

(16時16分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3年10月28日

議 長 (農業委員会会長)

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員